

# **（一社）日本工作機械工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について**

**2026(令和8)年2月5日**

**（一社）日本工作機械工業会**

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：2025(令和7)年10月22日～11月25日
- ・ 調査企業：（一社）日本工作機械工業会会員企業113社を対象
- ・ 回答企業：78社
- ・ 回答率：69.0%

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点）

- ✓ 「価格決定方法の適正化」については、価格協議の実施・コスト増加の価格への反映に進展がみられるが、労務費上昇の価格反映については、急速な賃上げへの対応に一部苦慮する様子も窺える。
- ✓ 「支払条件」については、現金比率を高める動きが認められる一方、低いままの会員も見受けられる。支払サイトは概ね短縮傾向だが、一部に「60日超」の設定が残る。
- ✓ 「減額要請」を実施した会員は大きく減少。減額要請した会員の多くも仕入先のために補完的措置を講じている。
- ✓ 「型取引」については、「型代金の早期支払」、「廃棄費用の支払」を中心に全体として改善が窺えるが、「保管費用の支払」等に課題が残る。
- ✓ 「知的取引の適正化」、「働き方改革への対応」についても、全体的に前向きな傾向が見てとれる。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

### 【分析結果・今後の課題】

- 回答社数増加の影響から「①全仕入先と協議」単独での割合は小幅減も、「②多くの～」及び「③一部の～」との合計割合で見ると前年から3%増加。
- 「④あまり協議しなかった」以下は着実に減少。「③一部の～」の回答層を、②以上に引き上げるため、対応が進んでいる会員の手法を広く共有したい。

### 【設問と回答】

設問4. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）と協議を実施しましたか。

|                      | 2025年度 |        | 2024年度 |        |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
|                      | 回答社数   | 比率     | 回答社数   | 比率     |
| ①全仕入先と協議した（100%）     | 21     | 28.0%  | 19     | 30.2%  |
| ②多くの仕入先と協議した（99～81%） | 29     | 38.7%  | 23     | 36.5%  |
| ③一部の仕入先と協議した（80～41%） | 24     | 32.0%  | 18     | 28.6%  |
| ④あまり協議しなかった（40～1%）   | 1      | 1.3%   | 3      | 4.8%   |
| ⑤全く協議しなかった（0%）       | 0      | 0.0%   | 0      | 0.0%   |
| （回答社数合計）             | 75     | 100.0% | 63     | 100.0% |

①～③  
合計比率

2025年度:  
計 98.3%



2024年度  
計 95.3%

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

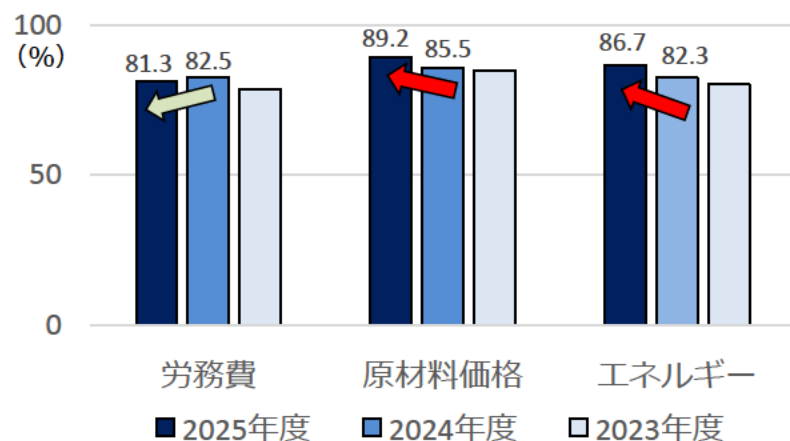
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 労務費変動については高水準推移も、近年の激しい賃上げに対応しきれない苦悩も窺える。
- ・ 原材料価格については着実に対応が進み、「一部反映」を含めると大半の会員が対応済。

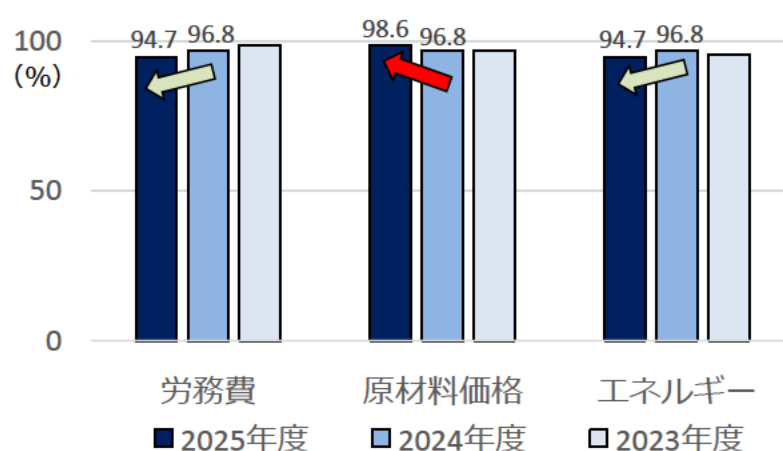
#### 【設問と回答】

設問7. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各変動コスト増加分をどの程度反映できましたか。

【全て反映+概ね反映】



【全て反映+概ね反映+一部反映】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格協議については、定期的取引のある仕入先に対しては、ここ数年で対応が進んだ一方、数年に一度しか取引機会がない仕入先との協議まで手が廻っていない状況もある。まずは取引が多い相手に対する対応を万全なものとし、その上で少頻度の仕入先に対して、直近に取引がなくとも、可能な範囲で価格に対する認識調整を行っていく。
- ・ 労務費上昇の価格反映については、必要性が広く認識されているが、自社から顧客への価格転嫁が思うように進まない中、仕入先での急速な賃上げに対応が追い付かない一面が窺える。賃上げの証拠を示さない仕入先に苦慮する会員もあるが、資料作成の考え方を提案するなど忍耐強く対応していく。
- ・ 取引Gメンによる2025年度のヒアリングでは、当業界において、価格の据え置きや不十分な反映、転注ほのめかし等の問題行為が聴取されたことを認識し、市場調査委員会等で共有して防止に努める。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析 重点課題に対する取組②支払条件

### 【分析結果・今後の課題】

- ・「全て現金」は社数増も比率が減少。「50%以上」は社数も比率も増加。中間の「30～50%」の層が減少し、比率が高い・少ない層が増加しており、若干二極化の様相もある。
- ・現金払い以外での支払サイトは「60日以内」が大きく増加、「30日以内」の会員も現れるなど対応が進捗。「60日超」も着実に減少したが、なお3割を占めた。

設問10. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先との取引について、現金払いの割合をお答えください。

| 選択肢    | 2025年度 |      | 2024年度 |      | 2023年度 |      |
|--------|--------|------|--------|------|--------|------|
|        | 社数     | 比率   | 社数     | 比率   | 社数     | 比率   |
| 全て現金   | 37社    | 49%  | 34社    | 54%  | 28社    | 43%  |
| 50%以上  | 10社    | 13%  | 6社     | 10%  | 3社     | 5%   |
| 30～50% | 3社     | 4%   | 8社     | 13%  | 4社     | 6%   |
| 10～30% | 6社     | 8%   | 3社     | 5%   | 3社     | 5%   |
| 10%未満  | 6社     | 8%   | 1社     | 2%   | 15社    | 23%  |
| 全て現金以外 | 14社    | 18%  | 11社    | 17%  | 12社    | 18%  |
| (合計)   | 76社    | 100% | 63社    | 100% | 65社    | 100% |

設問12. 取引代金を手形等で支払う場合のサイトはどれくらいですか。

| 選択肢   | 2025年度 |      | 2024年度 |      | 2023年度 |      |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
|       | 社数     | 比率   | 社数     | 比率   | 社数     | 比率   |
| 30日以内 | 3社     | 7%   | 0社     | 0%   | 0社     | 0%   |
| 60日以内 | 26社    | 62%  | 13社    | 45%  | 7社     | 19%  |
| 60日超  | 13社    | 31%  | 16社    | 55%  | 30社    | 81%  |
| (合計)  | 42社    | 100% | 29社    | 100% | 37社    | 100% |

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組② 支払条件

#### 【分析結果・今後の課題】

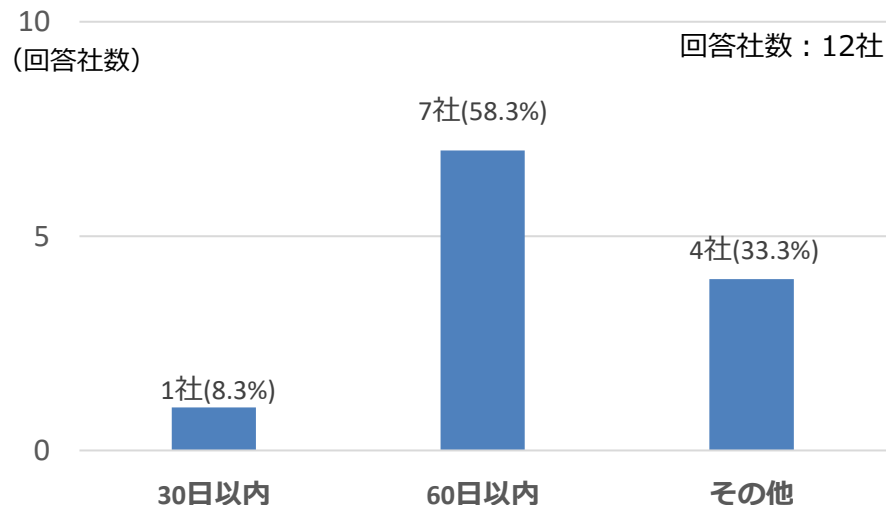
- ・ 最大取引先への支払手段が「現金払い」以外の会員においても、取適法施行以降は7割超が現金払いを、また「30日以内」及び「60日以内」の支払を6割超が念頭に置いている。
- ・ 一方、調査時点で取適法施行以降の支払方法が未定だった会員や、支払サイトが「60日以内」に収まらない可能性があった会員も、少ないながら見受けられる。

#### 【設問10にて、最大取引先への支払手段が「全て現金払い」以外と回答した方への更問】

設問14. 2026年1月1日以降に発注する取引代金の支払方法で最も多いと考えられる支払方法をお答えください。



設問15. 取引代金を手形等で支払う場合の支払サイトはどれくらいですか。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ②支払条件

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・調査時点では、少ないながら今後の支払方法について「わからない」と回答する会員があったが、同時期に政府当局が複数回に亘って開催した啓発セミナーへの参加や、露出の多い各種広報などから、60日以内で仕入先が代金を現金化できるよう、手形等に代わる支払方法に切り替えたと思われる。
- ・日工会では、自主行動計画改定の動きの中で、会員企業に対する周知を一段と強めるとともに、市場調査委員会などで、当局担当者を招いての講演・意見交換、会員間での事例共有に厚みを持たせていく。
- ・一方で、当局におかれては、当会会員以外の工作機械メーカー、商社・代理店、ユーザ業界に対する働き掛けも同時に強め、全体としてキャッシュフローが整い、公平な視点の下、安心して適正な支払方法を進められるよう、ご仲介・ご高配を切望する。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ③減額要請

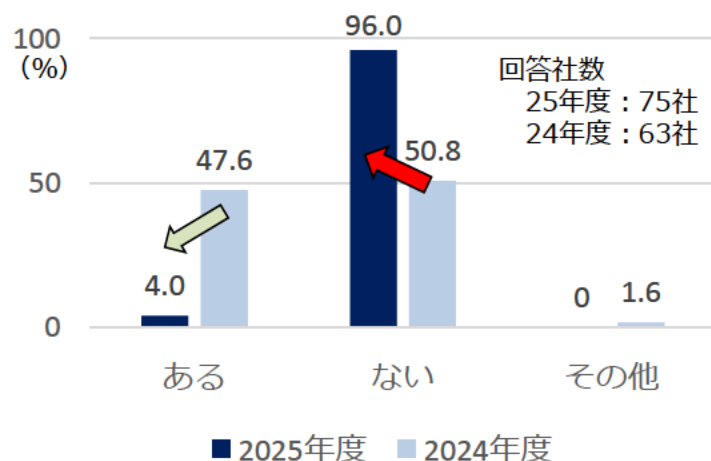
(【分析結果・今後の課題】は次頁にて記載)

#### 【設問と回答】

設問8. 直近1年間で、取引を行う仕入先(発注先)との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した(以下、「減額要請した」という)ことはありますか。

設問9. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。

【設問8】直近1年間の減額要請の有無



【設問9】減額要請をするにあたり、仕入れ先のための実施した行為  
※計4社が該当する項目に複数回答

| 回答内容                     | 回答社数 |
|--------------------------|------|
| ①発注量増など、別の形で適正なコストを負担した。 | 3社   |
| ②書面等により合理的な説明を行った。       | 4社   |
| ③仕入先と十分協議を行った。           | 2社   |
| ④何も実施していない。              | 1社   |
| ⑤その他                     | 1社   |
| (合計)                     | 4社   |

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ③減額要請

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 回答社数が大きく増加したにも関わらず、直近1年間で減額要請を行った会員は大きく減少した。
- ・ 減額要請をした会員も、半数はこれを補う行為を行っており、減額要請を極力回避する意識が浸透した結果と推察される。
- ・ こうした中で、減額要請をした会員に対し、その背景事情を確認し、今後の防止に努めると共に、減額要請を自律的に回避する動きが定着するよう周知に努めていく。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析 重点課題に対する取組 ④型取引

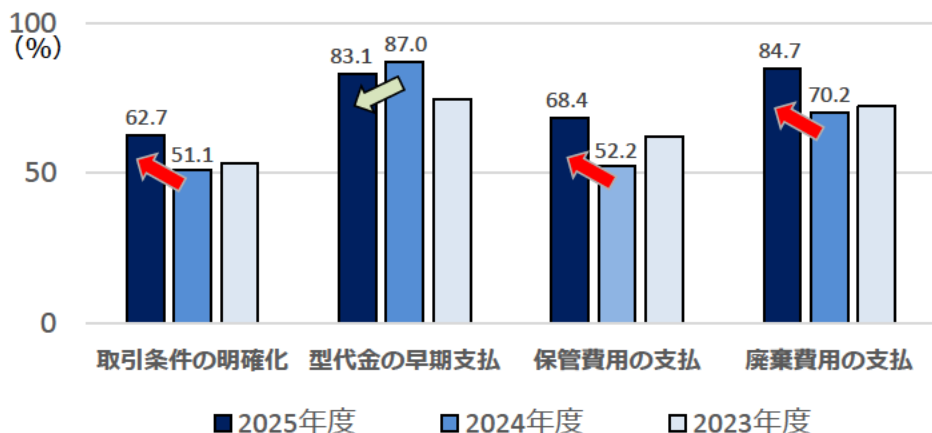
### 【分析結果】

- ・ 型取引の条件明確化及び各支払については、全体的に改善が認められる。
- ・ 特に「型代金の早期支払い」及び「廃棄費用の支払」は「一部企業に実施」の回答まで含めると全体の9割超が実施済。

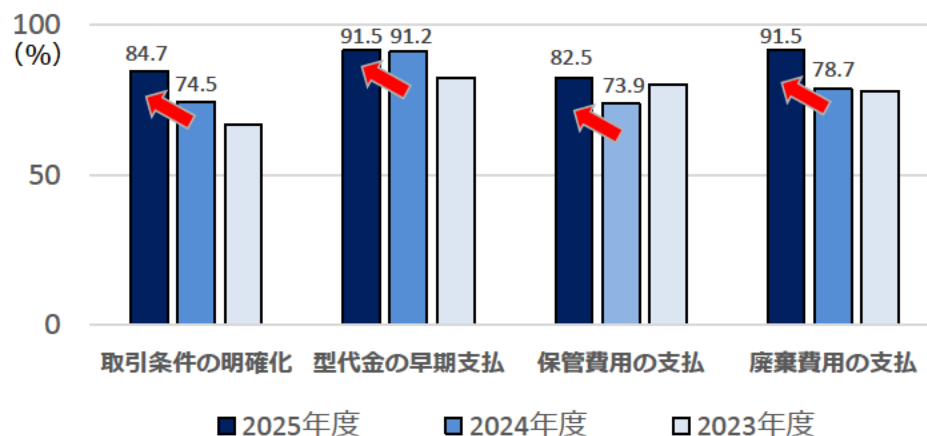
### 【設問と回答】

設問25. 直近1年間の仕入先に対する、型管理適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。

【全企業に実施+多くの企業に実施】



【全企業に実施+多くの企業に実施+一部の企業に実施】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ④型取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・「取引条件の明確化」及び「保管費用の支払」についても、2024年度調査と比較して改善しているものの、幾分遅れ気味であることに注目。
- ・「保管費用の支払」については、取引Gメンのヒアリング（6月）で、当業界の企業が、取引先からの保管料支払の要求に応じず、量産終了後2年間の無償保管を言い渡した事例があることも認識。
- ・取適法施行で「木型」や「工作物保持具(治具)」も製造委託の適用対象になったこと、当局が摘発への取り組みを一段と強化していること等も合わせて、市場調査委員会等での啓発、情報共有を進めていく。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑤知財取引

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・回答全体の4割超が知的財産を含む取引は無く、取引があっても、適正な取引を実現するための取組を「全く実施しなかった」企業は2社にとどまる（設問16・17）。

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・今後も知的財産等を含む取引において、適正な取引に努め、実施がない企業に対しても適正な取引を働きかける

設問18. 適正な知財取引を実現するために実施した取り組みについて【複数回答可】

| (回答社数:78) ※複数回答可のため、比率合計は100%にならない     | 社数  | 比率  |
|--|-----|-----|
| ①双務的な秘密保持契約を締結している。                    | 33社 | 42% |
| ②契約締結に際し仕入先と明示的に内容を協議を行っている。           | 30社 | 39% |
| ③秘密保持契約締結前は、仕入先が有する営業上の秘密を知り得る行為をしない。  | 20社 | 26% |
| ④取引に必要な範囲を超えて、仕入先にノウハウや技術情報の提供を求めない。   | 31社 | 40% |
| ⑤工場監査等の際は事前に個所を明示、その目的達成に必要な範囲の確認に留める。 | 20社 | 26% |
| ⑥仕入先と共同開発した発明等の権利帰属について、明示的に協議の上決定している | 18社 | 23% |
| ⑦知的財産に対して適切に対価を支払っている。                 | 24社 | 31% |
| ⑧知財紛争の責任や権利侵害調査の負担について、明示的に協議の上決定している。 | 14社 | 18% |
| ⑨その他                                   | 1社  | 1%  |

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・85%超の会員が、仕入先の働き方に配慮した発注を行っている（設問20.）。自社の働き方改革に関連した対応による仕入先への影響についても、7割弱が「影響なし」の回答で、「急な仕様変更への対応の増加」や「短納期での発注の増加」が1割強見られるものの（設問21）、概ね適正なコストを負担している（設問22）。

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・設問22の回答傾向は、前年度調査比で①・②が増加する等望ましい傾向だが、依然「④適正コストの負担はあまりしなかった」との回答もあることから、市場調査委員会等で注意喚起していく。

設問22. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。

|                                | 2025年度 |      | 2024年度 |      |
|--------------------------------|--------|------|--------|------|
|                                | 社数     | 比率   | 社数     | 比率   |
| ①全ての仕入先(100%)について適正コストを負担した。   | 28社    | 37%  | 21社    | 33%  |
| ②多くの仕入先(99~81%)について適正コストを負担した。 | 12社    | 16%  | 9社     | 14%  |
| ③一部の仕入先(80~41%)について適正コストを負担した。 | 6社     | 8%   | 5社     | 8%   |
| ④適正コストはあまり負担しなかった。(40~1%)      | 4社     | 5%   | 6社     | 10%  |
| ⑤適正コストは全く負担しなかった。(0%)          | 0社     | 0%   | 0社     | 0%   |
| ⑥短納期発注や急な仕様変更等は行っていない。         | 25社    | 33%  | 22社    | 35%  |
| (合計)                           | 75社    | 100% | 63社    | 100% |

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑦その他

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 社外説明会への参加、経営トップからの指示は6～7割の会員が実施済。社内ルール整備やマニュアル化も進展。一方で仕入先向け相談窓口の開設や説明会の実施は2割以下と少数。

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 経営トップによる周知や、仕入先向け相談窓口開設は会員間で好事例を共有。
- ・ 社外説明会への参加や社内ルール整備など、比較的着手しやすい活動から取り組むよう啓発。

設問28. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。

| (回答社数:78) ※複数回答可のため、比率合計は100%にならない | 社数  | 比率  |
|------------------------------------|-----|-----|
| ①取引を自主点検し、社内ルールやマニュアルを整備している。      | 44社 | 56% |
| ②経営トップからの指示で社内周知している。              | 47社 | 60% |
| ③社外の関連説明会・セミナーに社員が参加している。          | 58社 | 74% |
| ④社内で関連研修、e-learning等を定期実施している。     | 32社 | 41% |
| ⑤調達部署とは別に、仕入先の相談を受ける窓口を設置している。     | 16社 | 21% |
| ⑥仕入先を対象に、関連説明会やセミナーを実施している。        | 4社  | 5%  |
| ⑦複数の取引段階にある事業者間で協力した取り組みを行っている。    | 9社  | 12% |
| ⑧何も実施していない。                        | 2社  | 3%  |
| ⑨その他                               | 3社  | 4%  |

### 3. 取引適正化に向けた今後の取組

#### 【今後の取組】

- ・ 取適法施行を踏まえ、下請取引等に関する自主行動計画の見直しに着手。既に改定原案を基に討議を開始しており、3月中旬に開く市場調査委員会にて改定案を作成、同月下旬に開く理事会に上程・決定し、4月に公表できるようプロセスを進めていく。
- ・ 会員間で好事例・問題点の共有を深めるよう、アンケートの実施や結果共有、関連会議での意見交換の時間を確保する。また、受注者側としての実状もアンケート等につぶさに聴取し、業界内外に示せるよう資料化する。
- ・ サプライチェーン全体での取引適正化は、当会がかねてより強く唱えていた方向性であり大いに賛同。まずは商流でユーザとの間に入ることが多い、商社団体と認識を整えることが重要であり、引き続き経済産業省の担当課にご仲介頂いて、キャッシュフローの円滑化等課題に対し共に取り組みたい。